

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月16日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第19号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第6条、第99条、第100条関係）

出納員

設置する課	出納員に充てる職員	出納員に委任する事務	現金取扱員に充てる職員
企画調整課	課長	企画調整課の所管事務に係る収入金を収納すること。	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する企画調整課の職員
まちづくり課	課長	1 まちづくり課の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 まちづくり課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金（公民館に係る収入金を含む。）を収納すること。	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納するまちづくり課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
総務課	課長	総務課の所管事務に係る収入金を収納すること。	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する総務課の職員

市民税務課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民税務課の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 市民税務課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。 3 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。 4 他の公共団体から委託を受けた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料並びにこれらに付随する収入金を収納すること。 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する市民税務課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
健康福祉課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉課の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 健康福祉課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する健康福祉課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
地域経済課	課長	地域経済課の所管事務に係る収入金を収納すること。	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する地域経済課の職員
農林創生課	課長	農林創生課の所管事務に係る収入金を収納すること。	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴

			収する収入金を収納する農林創生課の職員
建設課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設課の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 新潟県からの委任による県営住宅家賃及びこれに付随する収入金を収納すること。 3 建設課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する建設課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
都市環境課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市環境課の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 都市環境課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する都市環境課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
消防本部	次長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防本部の所管事務に係る収入金を収納すること。 2 消防本部の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する消防本部の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員
教育委員会 教育総務課	課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育総務課の所管事務に係る収入金を収納する 	出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴

		<p>こと。</p> <p>2 教育総務課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金（公民館に係る収入金を除く。）を収納すること。</p>	<p>収する収入金を収納する教育総務課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員</p>
教育委員会 学校教育課	課長	<p>1 学校教育課の所管事務に係る収入金を収納すること。</p> <p>2 学校教育課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。</p>	<p>出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する学校教育課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員</p>
教育委員会 こども課	課長	<p>1 こども課の所管事務に係る収入金を収納すること。</p> <p>2 こども課の管理に属する出先等機関の所管事務に係る収入金を収納すること。</p>	<p>出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納するこども課の職員及び出先等機関において徴収する収入金を収納する出先等機関の職員</p>
農業委員会 事務局	次長	<p>農業委員会事務局の所管事務に係る収入金を収納すること。</p>	<p>出納員の所管事務に係る収入金で出張して徴収する収入金を収納する農業委員会事務局の職員</p>

別表第 8 を次のように改める。

別表第 8 (第 1 4 0 条関係)

随意契約区分表

契約の種類	金額
工事又は製造の請負	2,000,000円
財産の買入れ	1,500,000円
物件の借入れ	800,000円
財産の売払い	500,000円
物件の貸付け	300,000円
前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。